

資料4

独立行政法人農林漁業信用基金の業務・組織全般の見直し【農業災害補償関係】(抜粋)

平成29年8月
財務省
農林水産省

1. 基本的な考え方

我が国の農林水産業の現場を取り巻く状況は厳しさを増していることから、これを取り巻く環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を加速させていくことが必要になっている。

(農業・林業・水産業に係る記述のため、省略)

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業の信用保証保険制度を運営する組織として、農業・漁業の信用基金協会が行う債務保証等の保険の業務、林業者等の融資機関からの借入等に係る債務保証の業務を行うことにより、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としており、農林漁業者等の資金調達に重要な役割を果たしている。

(農業に係る記述のため、省略)

また、農漁業者が災害等によって受ける損失を補てんすることにより農業・漁業経営のセーフティネットとしての役割を果たしている農業・漁業の災害補償制度は、近年になって災害が頻発する傾向にあり、重要性を増す中で、保険金等の支払のための共済団体等における資金繰りの確保はこれまで以上に重要なものとなっており、それを担保する信用基金の農業災害補償・漁業災害補償は、ますます重要性を増している。

さらに、第193回通常国会において「農業災害補償法の一部を改正する法律」が成立し、平成31年から、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険事業が実施されることとなった。その実施主体である全国を区域とする農業共済組合連合会の保険金の支払等に必要な資金が不足する場合のセーフティネットとして信用基金に貸付業務等が追加されることから、信用基金の役割がさらに重要になっている。

こうしたことを踏まえ、信用基金の業務及び組織については、国の政策実施機関として機能の最大化を図りつつ、業務の質の向上及び業務運営の効率性を図るために、以下の見直しを行う。

2. 事務及び事業の見直し

(1) 農業信用保険業務

(中略)

(2) 林業信用保証業務

(中略)

(3) 漁業信用保険業務

(中略)

(4) 農業災害補償関係業務

<講じる措置>

不慮の災害による損失を補てんし農業経営の安定を図るためのセーフティネットとして設けられている農業災害補償制度の円滑な実施のため、農業者へ共済金等の支払を行う農業共済団体等に対し、その支払に必要な資金が不足する場合の貸付業務等を行う農業災害補償関係業務については、引き続き実施する。

また、平成31年からは、現行の業務に加え、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険事業の実施主体である全国を区域とする農業共済組合連合会に対し、保険金の支払等に必要な資金が不足する場合の貸付業務等を実施する。これにより、業務の名称を「農業災害補償関係業務」から「農業保険関係業務」に改める。

<背景・理由>

農業災害補償制度は、不慮の災害による損失を補てんし農業経営の安定を図るためのセーフティネットとして設けられている制度であり、自然条件に左右されやすい農業の再生產を確保し、農業経営の安定を図る重要な役割を果たしている。こうした中、農業災害補償関係業務については、農業災害補償制度の円滑な実施のため、農業者へ共済金等の支払を行う農業共済団体等に対し、その支払に必要な資金が不足する場合の貸付業務等を行っていることから、引き続き業務を実施する必要がある。

また、農業災害補償制度は、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない等の課題があることから、第193回通常国会において「農業災害補償法の一部を改正する法律」が成立し、平成31年からは、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険事業が実施されることとなった。信用基金は、同事業の実施主体である全国を区域とする農業共済組合連合会に対し、保険金の支払等に必要な資金が不足する場合の貸付業務等を行うこととなっており、本業務を適正かつ円滑に実施する必要がある。

なお、業務の名称について、「農業災害補償法の一部を改正する法律」の施行により、「農業災害補償関係業務」から「農業保険関係業務」に改められることになっている。

(5) 漁業災害補償関係業務

(中略)

3. 組織の見直し

<講じる措置>

引き続き、現在の組織形態を維持する。

<背景・理由>

信用基金は、信用力が乏しい農林漁業者等の信用力を補完し、経営に必要な資金の円滑な融通を図るために設けられた農林漁業の信用保証保険制度を円滑に運営する必要があるとともに、農業・漁業の災害補償制度を円滑に運営するため必要な貸付け等を的確に行う必要があることから、引き続き現行の組織形態を維持し、役割を果たす必要がある。

4. その他

上記2及び3に加え、業務全般について、以下の取組を行う。

(1) 業務運営体制の整備

① 管理運営の効率化

これまで、各業務の見直しを実施し、効率的な業務運営に努めてきたところであるが、引き続き、効率的な業務運営、管理業務の簡素化等に努める。

② ガバナンスの高度化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、理事長の意思決定を補佐するための役員会、民間等の出資者や外部の有識者で構成し重要事項を審議する運営委員会、内部統制に係る取組状況等を審議する内部統制委員会、リスク管理基本方針の設定やリスク分析・評価等を行うリスク管理委員会を設置するなど、ガバナンスの高度化を図っているところであり、引き続き、内部統制システム及び監事機能の実効性の向上に努める。

③ 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（平成27年9月4日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

また、情報セキュリティに係る専門知識を有する専門家による知見を活用するため、外部の専門家を配置し体制を整備する。

④ 電子化の推進

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ITの活用等により、電子決裁や情報デジタル化（ペーパーレス化）の取組により、業務の電子化を推進する。

⑤ 保険料、保証料、貸付金利息の確実な徴収

現中期目標期間において保険料・保証料に係る誤請求、未徴収、過徴収事案が発生したことを踏まえ、再発防止策を講じていることから、再発防止策を着実に実施し、保険料、保証料、貸付金利息の確実な徴収を行う。

(2) 財務内容の改善

① 業務収支の改善

信用基金が政策実施機関として健全な財務内容により安定的かつ継続的な業務運営を行う必要があるとの観点から、勘定ごとの業務収支について、長期的に収支均衡を図る。

特に、林業信用保証業務については、現中期目標に掲げる保証料の増加の達成が難しい状況にあることから、業務収支の黒字化に資するよう、上記2の(2)の①及び②などの取組を着実に実施することにより、林業・木材産業の成長産業化に向けた林業信用保証制度の利用拡大と保証料収入の確保に努める。

② 調達の合理化

「独立行政法人による調達等合理化の取組推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、信用基金内の推進体制を整備し、契約監視委員会・契約審査委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約ができることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。